

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和5年度第2回津市森林整備協議会
2 開催日時	令和5年10月24日(火) 午前10時30分から正午まで
3 開催場所	津市本庁舎 4階庁議室
4 出席した者の氏名	(津市森林整備協議会委員) 青木健治、朝倉嗣雄、落合賢治、沼本晋也、木本美知子、倉田麻里、阪本正義、田川修、谷本正直、生川晴美、原素之 (事務局) 農林水産部長 濱口耕一 農林水産部次長 稲垣正司 林業振興室長 藤田昌也 林業振興室林業振興担当主幹 竹田智貴 林業振興室林業振興担当主幹 松永邦彦 林業振興室林業振興担当 清水宏幸
5 内容	1 議決事項 会長及び副会長の選任について 2 説明事項 津市森林整備協議会委員について 津市の林業施策について 3 審議事項 三重県型森林ゾーニングの変更について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	農林水産部林業振興室林業振興担当 電話番号 059-262-7025 E-mail 262-7025@city.tsu.lg.jp

議事の内容 別紙のとおり

事務局（藤田室長）

それでは、これより第2回津市森林整備協議会に移りたいと思います。

また、委員の皆様方におかれましては、任期の2年間、大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

ここで事務局側の紹介をさせていただきます。

事務局（濱口部長）

農林水産部長の濱口でございます。よろしくお願ひいたします。

本日は、津市森林整備協議会に御出席賜りまして誠にありがとうございます。

本日から委員の皆様方におかれましては、2年間ではございますが、森林整備におきまして、様々な御意見、御指導を賜りますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局（稲垣次長）

農林水産部次長の稲垣でございます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

事務局（藤田室長）

農林水産部林業振興室長の藤田でございます。よろしくお願ひいたします。

事務局（松永）

林業振興室の松永です。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

事務局（竹田）

林業振興室の竹田です。よろしくお願ひいたします。

事務局（清水）

林業振興室の清水です。よろしくお願ひします。

事務局（藤田）

また、会計年度職員として林業振興室に堀部と岡野、宮崎がおります。

どうぞよろしくお願ひします。

それでは協議事項に入らせていただく前に、本日の出席者数を御報告いたします。

本日の出席者数は、総員数13名中11名でございます。

半数以上の御出席をいただきましたので、津市森林整備協議会条例第6条第2項の規定により、本会議が成立したことを御報告申し上げます。

なお、本協議会は議事録を作成し、津市情報公開条例に基づき、津市のホームページ等において公開いたしますので、予め御了承願ひします。

続きまして会議資料の確認をお願ひいたします。

資料1としまして津市森林整備協議会委員名簿、資料2としまして津市森林整備協議会条例、資料3としまして津市の林業施策について、資料4としまして三重県型森林ゾーニングの変更について以

上でございます。

それでは、議決事項の会長及び副会長の選出をお願いしたいと思います。

お手元に配布しました資料に本協議会の条例がございます。この協議会条例第5条第1項の規定に基づきまして、協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。と規定されております。

会長及び副会長の選出につきましてどのようにさせていただければよろしいでしょうか。

事務局一任の発言あり

事務局（藤田室長）

事務局一任の発言がありました。委員の皆様の御異議がないようでしたら、事務局より会長及び副会長を推薦させていただきたいと思いますが、いかがですか。

委員一同

異議無し。

事務局（藤田室長）

異議無しの発言をいただきましたので、事務局より推薦をさせていただきます。

会長に三重大学で、大学院生物資源学研究科及び平倉演習林の次長を務められている准教授の沼本晋也様、副会長に中勢森林組合で理事参事を務められている山崎昌彦様をお願いしたいと思います。御異議ございませんか。

委員一同

異議無し。

事務局（藤田室長）

異議無しの発言をいただきましたので、会長を沼本晋也様、副会長を山崎昌彦様をお願いしたいと思います。皆様の拍手で承認いただきたいと思います。よろしくお祈いします。

なお、副会長の山崎様につきましては、急に外せない業務が入ったため、本日は欠席ですので、後日、事務局から副会長就任の連絡をいたします。

それでは、会長は所定の席へお祈いします。

協議会条例第6条の規定によりまして、会長が議長となりますので、沼本会長よろしくお祈いします。

沼本会長

ただいま、会長を承りました三重大学演習林の沼本と申します。よろしくお祈いいたします。

先ほど、自己紹介をいたしました。改めまして、私は治山、砂防の専門ですが、三重大学の平倉演習林に着任してから20年近く経ちまして、最初は砂防の先生とみなされていましたが、最近演習林の方へ行くと教員の数が少ないので、演習林へ来られる生徒さんから何でも聞かれます。先生、

これは何の木？から始まって、地元の方からお話をいただくこともあり、その結果、授業の方も森林計画とか経営とか、そちらにも関係する測樹学とその関係の実習を持つようになり非常に久しいです。

自己紹介でも申し上げましたが、伐ってから先の話はあまり詳しくありません。むしろ、皆様に教えていただきたいというところですけども、そこまでの山の管理や整備とか、あるいは県の方針、みえ森と緑の県民税を使ってどうしていくか、そして、その上に国の方針があつて、毎年、森林・林業白書というものを出しているのですが、昨今ですね、毎年のように激甚災害ということで、森林整備の行く末を、山をしっかりと守れるのか。また、守りつつ、利用しつつ、我々の生活環境も持続させていくということと同時に考えなければいけません。

私のやってきたことも少しは役立つと思いますので、引き受けさせていただきたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

そうしましたら、事項書に基づきまして、(2)のアの津市森林整備協議会について、事務局から説明をお願いします。

事務局（竹田）

それでは、資料2を御覧ください。

当協議会の基礎となる、津市森林整備協議会条例について説明させていただきます。

まず、第1条を御覧ください。ここでは、設置に係る理由を規定しており、林業の振興に資するとともに、森林の有する公益的機能を効果的に発揮させるため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき当協議会が設置されております。

次に、第2条を御覧ください。ここでは、当協議会が行う調査審議について規定しており、その中身は、市長の諮問に応じ、林業振興に係る事業の円滑な推進に関する事、森林整備計画の策定に関する事、その他林業振興及び森林保全事業に関する事を審議いただきます。

第3条以降に関しましては、御一読いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

沼本会長

只今、事務局から説明がありました、協議会の条例についてですけども、委員の皆様から意見や御質問はございますでしょうか。

先ほど市長からも話がありましたが、活発の議論をしていただければ良いので、私も含めて専門のこともあり、専門外のこともありますので、積極的に質問や意見を出していただければと思います。

津市森林整備協議会については、特に御質問、御意見はございませんでしょうか。

それでは、アの項目、津市森林整備協議会については終了させていただきたいと思います。

続きまして、イの津市の森林施策について、事務局から説明をお願いします。

事務局（竹田）

資料3の林業振興施策について、説明させていただきます。

右下に記載していますページ番号1、林業振興施策①を御覧ください。

こちらは、現在の津市の森林整備状況を記載しております資料となります。

現状として、緑色の線で囲んであります枠内を御覧ください。

津市の森林面積は、41,532ヘクタールあり、約90パーセントとなる大部分が、私有林となっています。木材価格の変動状況ですが、昭和54年と平成24を比較すると、約4分の1の価格となりましたが、令和3年には4,000円ほど価格が上昇しております。林業就業者数につきましては平成12から平成27にかけて減少傾向ではありましたが、令和2年にかけて少し回復し、116人となっております。森林経営計画の認定面積は、国と県の認定を含め、5,171ヘクタールとなり、三重県の平均カバー率13.2パーセントに対し、津市のカバー率は12.7パーセントとなります。津市内の林道は、路線数が170あり、その総延長は247キロメートルとなります。

次に、森林整備の取組状況として、緑色の線で囲んであります枠内を御覧ください。森林環境創造事業は令和元年から令和4年度までの実績を記載させていただきました。その下には、森林経営計画の実績として、平成29年から令和4年度までの移り変わりを記載させていただいております。林道の開設工事につきましては、美里町平木地内における林道中畑線の開設工事の実績となり、記載している延長の数字は、工事の完成した延長となります。

これらの取組を踏まえたうえで、右の欄に記載しています現在の課題といたしましては、木材価格低迷に伴う、林業者の意欲低下や放置森林の発生、後継者不足、森林所有者の山離れ、近年の豪雨により林道が荒廃していることが挙げられます。

続きまして裏面になりますが、右下に記載していますページ番号2、林業振興施策②を御覧ください。課題解決に向けた取組の1つ目としまして、5つの事業を行っています。

強い森林づくり促進事業は、人工林を適切に維持管理することにより、林業の活性化を図るとともに、森林の有する多面的機能の増進を図るため、国、県の間伐等補助事業へ市単独による追加支援を行っています。

森林整備地域活動支援事業は、森林経営計画の作成に必要な活動となる所有者の特定、境界の確認、間伐実施の森林所有者の同意取り付け等に係る経費について支援することにより、森林経営計画の作成促進を図ります。

森林環境創造事業は、森林所有者から管理委託された森林を市民全体がその恩恵を受ける公共財産として、多様な公益的機能の持続的かつ高度な発揮を目的として環境林整備を実施しています。

森林多面的機能発揮対策事業は、地域の実情に応じた地域住民や森林所有者等が協力して行う里山林の保全活動や森林資源を利活用するための活動に対して支援を行っています。

広葉樹植栽奨励事業は、クヌギやケヤキ等の広葉樹を植栽について支援することで、森林の有する公益的機能の発揮を図っています。

続きまして、ページをめくっていただきまして、右下に記載していますページ番号3、林業振興施策③を御覧ください。

課題解決に向けた取組の2つ目としまして、林業生産基盤の整備を行っています。先程も説明いたしましたが、美里町平木地内で林道中畑線開設工事を行っており、計画延長が2,040メートルとなっております。森林施業を効率的に行うこと、災害時の集落の孤立を防ぐことを目的とし、現在、三重県が施工している林道経ヶ峰線と接続する予定となっております。林道等維持管理事業は、現在170路線ある林道の修繕、原材料支給、草刈り等の業務を行っています。林道施設長寿命化対策事業は、林野庁が策定したインフラ長寿命化計画に基づき実施する、林道にかかる橋やトンネルの老朽化度を判定する点検診断を実施し、その結果に基づき計画的に修繕を実施しようとするものです。

続きまして、課題解決に向けた取組の3つ目としまして、自力で行う森林整備をする者に対し支援

するもので、木質バイオマス利用支援事業として、木の駅に出荷いただいた時に重量を量るトラックスケールや、林内から搬出する労力を軽減するポータブルウインチを木の駅主催者に貸出を行っています。ポータブルウインチは個人の方も、主催者を通じて借りることができます。また、里山整備を行う自治会等に対して竹破碎機の貸出も行っています。

事務局（松永）

林業施策④といたしまして、みえ森と緑の県民税市町交付金事業ということで、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用し、地域の実情に応じた創意工夫の森林づくりを図っています。基本枠といたしまして、森林環境教育開催事業としまして、木のぬくもりや、木の良さを知ってもらうため、森林教室を開催し、森を育む人づくりのきっかけを提供しています。

林地残材搬出促進事業としまして、みえ森と緑の県民税を活用し、間伐に伴う林地残材について搬出補助を行うことで、森林内に放置されている間伐材の搬出を促進し、災害に強い森林づくりを推進しています。林地残材の搬出促進ということで、山から山土場までの林地残材の搬出補助が、1トン当たり5,120円、山土場からチップ工場までの搬出補助が1トン当たり960円としております。

連携枠としまして森林整備や獣害対策など、県と市町が連携して取り組んでいます。

流域防災機能強化対策事業としまして、土壌侵食の恐れがある溪流沿いの森林において、根系や下層植生の発達を促す森林整備を実施し、流域の防災機能の強化を図ります。

森林再生力強化対策事業としまして、新植地等への獣害防止施設等の整備を支援し、確実な更新を促すことにより、森林が有する土砂流出防止等の公益的機能の高度発揮を図っています。

防災枠は、災害からライフラインを守る事前伐採事業といたしまして、台風等の倒木被害により、電気などのライフラインが寸断される恐れのある樹木を事前に伐採することで、住民の安全安心な暮らしを守ることを図っています。県と市町とライフライン事業者の3者が協定を締結して取り組んでいます。

ページをめくっていただきまして、先ほど、市長から話がありましたが、森林環境税と森林環境譲与税ということで、令和元年度から譲与されている森林環境譲与税を活用し、未整備森林の解消を目指し、健全な森林づくりを図っています。

森林環境譲与税の事業については、森林経営管理法が令和元年度に施行されましたが、すぐに着手しております。主なものといたしまして、意向調査を行っています。津市内に森林を所有されている方へ、今後の森林管理について意向を確認する調査票を送付しています。森林を自己管理するのか、津市へ森林の整備を委託するのか、御意向を確認する調査を行っています。令和元年度は芸濃地域、令和2年度は美杉地域、令和3年度は一志地域、白山地域の一部、令和4年度は久居地域、美里地域、白山地域の一部、令和5年度は津地域、河芸地域、安濃地域で調査を行っています。

森林現況調査、境界明確化ということで、経営管理権を設定する予定森林の現況調査及び所有権界の明確化を実施しています。

森林整備といたしまして、経営管理権を設定した森林において間伐を実施しています。切り倒した木は等高線状に並べて整理をしております。

また、体制の強化ということで、正規職員の他に、会計年度任用職員3名が森林経営管理事業関連業務に従事しております。

小規模森林整備事業といたしまして、森林所有者等が自ら行う施業面積が5ヘクタール未満の間伐

や植栽に対して支援を行っています。森林所有者が個人で申請することも可能となっております。

木材利用促進事業ということで、津市産の木材を主要部材に使用して新たに建築する木造住宅に対して支援を行っています。

これらの事業につきましては、森林環境譲与税を活用して、未整備森林の解消、林業木材産業の振興を図っています。

次のページの令和5年度の経営管理意向調査といたしまして、津地域で1,367ヘクタール、4,194名、河芸地域で325ヘクタール、938名、安濃地域で1,449ヘクタール、1,856名、合計3,141ヘクタール、6,988名を対象に行っております。こちらは、7月から順次発送させていただいております。併せて、経営管理制度や意向調査に関する説明会と相談会も開催しております。

次のページですけれども、令和4年度までの経営管理意向調査の結果です。実施面積の累計は37,651ヘクタールで市内民有林の92パーセント、調査票発送数は22,101名、101,244筆となっております。市長も言っていたように、令和3年度までの意向調査面積は全国1,718市町村の内、第2位ということで、非常に多くの森林面積で行っております。その内容ですが、回答ありが11,885名で、54パーセントの方から回答をいただいております。その内訳ですが、自己管理をするという方が27パーセント、委託を希望するという方が68パーセントということで、約7割の方が市へ委託を希望しているということが分かりました。

意向調査後の、森林現況調査、境界明確化も令和元年度から実施しております。芸濃町の河内、美杉町の竹原、八知で行っているのですが、4年間で対象者数が延べ人数で284名、434.10ヘクタールにおいて境界明確化等を行っております。なお、今年度につきましては230ヘクタールを実施する予定となっております。

次のページですが、経営管理権集積計画の作成状況ということで、こちらは森林所有者と市で15年間の森林管理についての計画を作成しております。具体的には15年間に1回、間伐を行うこととなっております。こちらは令和2年度から3回公告を行っております、119件、239.45ヘクタールの公告を行っております。この計画に基づきまして、森林整備を行っております。森林整備の実施状況といたしまして、196.02ヘクタールを実施しております、右の写真にありますように、光が入らない森林において間伐を行い、光を入れることで植生が活発化するように森づくりを行っております。

次のページの資料は、令和2年10月1日号の広報津に、前葉市長が繰り返される森林の危機と題しまして、市長コラムを掲載しております。森林環境譲与税を活用し、森林の整備に積極的に取り組んでいくことを書いております。

また、次のページ、令和3年12月1日号の広報津では、市町村が始める森づくりというコラムが掲載されています。こちらもぜひ御一読ください。

説明は以上になります。

沼本会長

ありがとうございました。

委員の皆様から、意見や質問があればよろしくお願いたします。

原委員

林業振興施策②のところですが、森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業というものが、他の事業と比べると極端に少ないような気がします。林業振興施策④では、森林環境教育事業等でかなりの予算が付いているように見受けられますが、ここの絡み合いで少なくなっているのでしょうか。

事務局（藤田室長）

森林多面的機能発揮対策事業に関しましては、里山の保全に関する事業でございまして、申請に基づいて3年間限定で国の補助金がかなり入っている事業ですが、これに加えて市が上乗せしている事業となります。市の上乗せにつきましては、今年度は2件の申請がありましたので、それに基づき予算を付けた形になります。

原委員

要望があまりなかったということですね。

事務局（藤田室長）

そうですね。

森林整備と違って里山に近い竹林等の整備になりますので、3年間の活動計画立てて承認を受けた取組のみが採用となってきます。また、個人ではなく団体としての申請になりますので、分母が多ければ津市も付けるようにします。

原委員

例えば、このような項目は、みえ森と緑の県民税市町交付金には入れられないのですか。3万円のことで事業を立てたらそれだけで書類が増えますよね。

事務局（藤田室長）

国の助成金は額がもっと大きくて、その内容に基づいて行っているものです。また、国の事業と県民税事業の棲み分けが当然必要になってきますので、同じものに対して県民税を活用すると、県民税の取組に対して評価を行う評価委員会から、棲み分けができていないと指導されることとなると思います。事業や補助金が適切では無いと判断されることとなりますので、この里山の事業に関しては国の補助金が出てくる中で、津市として必要な部分を上乗せさせていただいているものです。

沼本会長

確かに額が極めて小さくて逆に目立っていますけれども、これに関連して、これくらいになると事務的な効率化を図って合算して、何に使ったか分からなくなることはありますか。

事務局（藤田室長）

国に出す申請というものは、どんな取組に対して、何に使った、何を買った、人がどれだけ来たとか、そういった計画に基づいた活動に伴い出てきた領収書等を見ます。審査については市町ではなく、

三重森づくりと学びの里地域協議会が行っていますので、そちらで計画に基づいた取組がされているのか審査されて、補助金の交付確定がされることとなります。

沼本会長

ここに書いてあるのは令和5年度予算とありますが、もうすでに申請があつて決定した分ということですか。

事務局（藤田室長）

そうです。交付決定はしています。交付確定は年度末くらいになります。

沼本会長

分かりました。

その他で全体のこともよろしいですが、この資料のこの辺りで説明が欲しい等ございませんか。

原委員

5ページの森林環境税と森林環境譲与税の区別が分からなくて、森林環境税というのが令和6年度から、国民から千円ずつ徴収するという話があり、また、徴収される前に、各都道府県に渡されているとも言われていましたが、この区別がよく分からなくて、森林環境税は令和6年度から、森林環境譲与税とは別の税として交付されるのでしょうか。

そして使い道として、森林環境譲与税は森林の整備を進めるために、森林を持っている人たちに今後の管理をどうするのかという調査に使われているとおっしゃっていましたが、令和6年度から森林環境税になった場合、それはどのように使って、林業の振興をされていくのか、その点に関して分からなかったんですが。

事務局（松永）

森林環境税というのは国民の皆様から税を徴収させていただくという税金の話で、森林環境譲与税というのは国の方から市町村へ譲与されています。森林環境税は令和6年度から徴収されます。当初は徴収のタイミングと同時に譲与を受けて事業を行うという話がありましたが、森林整備をできるだけ早めに進めたいということで、令和元年度から公庫の準備金というのを前倒しで回していただいています。

津市では、令和元年度は50,875千円いただいております、令和5年度は141,190千円いただくということになります。

原委員

それは国税ですか。

事務局（松永）

そうです。国税です。

原委員

森林環境税は住民税として調整されるから、国税ではなく地方税ですよ。

事務局（松永）

国税ですが、徴収の仕方が、市民税の均等割りがかかっている方、お年寄りの方やお子様には税金がかかっていませんが、均等割りというのはある程度所得のある方にかかっている税です。

原委員

6千万人というやつですよ。

事務局（松永）

そうです。日本の人口が1億2千万人で、均等割りがかかる方が6千万人くらいになるので、それが、令和6年度から市民税がかかっている方に対して1人当たり千円徴収させていただくという形になります。こちらにつきましては、市民税課の方が津市ホームページに載せたり、広報津に掲載したりする準備をしています。

来年度から徴収させていただくこととなりますが、令和元年度から先行して国の公庫から回していただいています。それに基づきまして、津市は令和元年度から早速、意向調査として森林所有者に通知をして、ご自分で森林管理しますか、市へ預けて管理する制度ができたのでそちらに参加しますか、という調査を行っていますけれども、それに並行しまして、山の境界がはっきりしていないところが多く、管理するためには境界をはっきりさせることが必要ですので、芸濃町河内地内や美杉町で境界の明確化を行っています。いよいよ市へ預けるということで経営管理権集積計画を公告しまして、森林整備を行っています。本来、間伐というのはご自身でされるべきものではあります。山が荒れていると大雨の時に、木や土が流れ落ちてしまう恐れもありますし、カーボンニュートラルということで環境への配慮も必要となってきましたので、どうしてもご自身で管理することができず、市へ預けたいという森林に関しては、津市が代わりに森林整備を行っています。

原委員

森林環境譲与税と、令和6年度からの森林環境税の使い方というのは、同じなんですよ。

事務局（藤田室長）

森林環境税と森林環境譲与税というのは一体で、一つの税体系だと思っていただければ良いと思います。森林環境税というのは納税の義務を持たれている市民の方からいただく税を言い、森林環境譲与税は徴収されたものが一旦、国へ集められて、それが都道府県や市町村に配分される税になります。

原委員

交付金ですか。

事務局（藤田室長）

譲与税という名目が入ってくる税になります。

市町村の使い道は森林環境譲与税を財源とした森林整備とか、木材の利用促進といったものに使います。

森林環境税というのは、市民の方々から国が徴収するための税になります。

名称が違いますが、徴収するのが森林環境税であって、都道府県や市町村に税として配分されるものが森林環境譲与税となります。

原委員

両方とも林業の振興に資するということですか。

事務局（藤田室長）

そうですね。

徴収と使うのが同時進行で行われるようになると、入と出がイコールになってくると考えていただければ。

原委員

令和6年度からは森林環境譲与税が無くなるということですね。

事務局（藤田室長）

市町村に入ってくるのは譲与税という形ですので、無くならず譲与されます。

原委員

市町村に入ってきて使えるのは譲与税ということですね。

事務局（藤田室長）

そうです。

原委員

分かりました。

朝倉委員

藤田室長が言われるとおりになんですけれども、国から見た時に入ってくるのが森林環境税で、出ていくのが森林環境譲与税と考えていただければ良いと思います。

原委員

なるほど、入口と出口ということですね。

朝倉委員

そうですね、入口と出口と考えていただいた方が分かりやすいと思います。

原委員

分かりやすいですね。ありがとうございます。

沼本会長

ありがとうございます。

支援センターの方から整理した意見をいただきました。

恐らく、原さんの疑問は他の委員さんのもとより、市民の皆様にも分かりづらいところかなと思います。一言で言えば同じものです。立場の違いや方向の違いで名前が二つ付いていますけれども。

一般市民の方から見ると県民税もありますので、その辺りの棲み分けだとか、山に関しては増税に増税の流れで、市民の方から不満も出るかと思えますので、ここは非常に分かりにくいところでもあると思いますから、そこは気を付けて市も、協議会としても分かりやすくアナウンスすることがとても大事なかなと思います。ありがとうございます。

他によろしいでしょうか。

どういう意味かなというものがいくつかありますけれども、皆様もきっとそういうところがあると思いますので、この際に事務局に尋ねてみたり、意見してみたりしてはいかがでしょうか。

倉田委員

津市の森林面積が約4万ヘクタールあると書かれていまして、だいたい日本の人工林率が70パーセントくらいなので2万8千ヘクタールとなりますが、先ほど、間伐は15年に一度とおっしゃいましたけれども、本当は10年に1度くらいしなければいけないですよ。

15年としても1,866ヘクタール、10年に一度とすると2,800ヘクタールを毎年間伐が必要となってくる人工林がある中で、令和3年度の間伐実績が634ヘクタールですので、大きくかけ離れていると思うんですよ。

間伐をやっていると見せていると思いますが、必要な間伐の量と比較して実際には4分の1以下しか行われていないということで、10年、15年経っていきまると間伐手遅れになってしまって、皆伐するしかない森林が林道からも見受けられるように思いますので、間伐面積が増えているようには見えますけれども、全然十分な数字では無いということは皆様にも知っておいてもらった方が良いと思います。

事務局（藤田室長）

おっしゃる通りですが、森林経営管理事業で行っている部分と森林経営計画を立てて補助金を使いながら行っている間伐と両輪でやっていかないといけないので、計画面積を増やしていく必要がありますし、未整備の状態で預かって市でやっていく森林も必要となってきます。

10年、15年という話があったかと思うんですけども、今、市へ預けたいと御意向をいただいている森林のほとんどが市町村森林整備計画に書いてある標準伐期を超えた森林になりますので、計画上では20年に一度の間伐を行うという内容になっています。

若い森林であれば10年に一度間伐を目指すべきだと思いますけれども、現状としては少しでも未整備森林を解消していくことと、森林経営ということで計画を立てて補助金を活用しながら、あるいは自力も含めて、少しずつ間伐面積を増やしていきたいと考えております。

年間何千ヘクタール行わなければならないということもあると思いますが、境界がはっきりしないとか、森林所有者も場所が分からない森林も非常に多くございますので、その辺りをはっきりしながら、気の長い話になりますが、少しでも津市の森林を良くしていこうというところに関しては同じ方向性を見ていると思いますので、引き続き注視していただきながら、御意見いただければと思います。ありがとうございました。

青木委員

美杉で認定林業事業体の認定を受けて間伐をさせていただいていますけれども、昔は7年から8年くらいの間隔で間伐することが基本だと言っておりましたが、現在では、何年くらいがベストなんですかね。

倉田委員

胸の高さで伐った時の断面積が1ヘクタール当たり35くらいが良いと言われていました。なので、何年と言わずに、実際に密度を見てコントロールしないと、早く大きくなる所と、ゆっくり大きくなる所があるので判断しにくいです。

もう一つの判断基準が形状比と言いまして、太さと高さの比率が90を超えると間伐手遅れ林で、そこでは雪害等で折れる危険性が高く、間伐しても太るのがすごく遅くなってしまいます。少しずつ間伐しないと倒れてしまうという状況になってしまいますので、大体、70くらいにした方が良いという基準があります。

原委員

その基準ですが、下草があるとか、中層に広葉樹があるとか、そういったことで変わったりもするのですか。

倉田委員

胸高以上の高さのある広葉樹があれば、広葉樹も断面積の計算に入れても良いのですが、今、人工林の方に入っていくと、ほとんど広葉樹が生えていません。針葉樹で埋まって光が入ってこないような森林ばかりです。

原委員

理想的な山というのは、針葉樹があって、中層に広葉樹があって下草が生えているような山ですよ。ね。

倉田委員

そのような山が美しいと思いますが、経営目的によりますので、真っ直ぐな柱を作りたいとか、梁を取りたいとか、そういった経営目的に合わせた森林経営を行っていくことが理想的なんですけれども、環境面で水を沢山吸収して、という考えですと、針広混交林にもっていくという施業もあります。

原委員

今は、それは少ないのですか。

倉田委員

針広混交林にもっていこうという施業はほとんどされていなくて、人工林は木材生産のために、といった考え方が多いと思います。

原委員

林業が衰退していてもそのような考え方ですか。

倉田委員

そうですね。

山に道を付けて、間伐して、間伐材を運び出すというところに補助金が多く使われていると思いますので、広葉樹に戻していこうというところに補助金はあまり付いていないと思います。

事務局（藤田室長）

三重県では、環境林とゾーニングした部分については、森林環境創造事業という針広混交林を目指しましょうという事業に取り組んでいる箇所もあります。ただ、一回の間伐では簡単に針広混交林にならなくて、50パーセントくらい伐ってもいいかということ、先ほどの災害の問題もあると思いますので、判断が非常に難しいことがあります。

生産を目的とするのか、そうでないことを目的とするのか、そして、生産を目的とする場合にはこのような補助事業があります、そうでない部分は津市が取り組んでいる経営管理事業がありますとか、防災の観点から考えられた県民税の事業もあり、色んな事業がありますので、森林所有者さんがどの事業に乗っていこうという相談をする際には、市役所だったり、三重県だったり、そういった知見を持った事業者だったり、どのような補助金ならできるのか、もしくは補助金をもらわなくてもできるのか、一概には言えず、生き物ですので、この場合はこうしたら良いというような正解が無い中で、一番ベターな部分はどこなのかということに関係者と相談しながら進めていくことが、今の林業のかなと思います。

原委員

現在ですね、森林環境譲与税は経営管理意向調査のために使っていますよね。この計画で見ると、今年度で大体、ひと段落着くと思いますが、その後、委託を希望された方から森林を集約化して林道を作ったり、間伐をしたり、林業の振興を図るために使って、将来、森林が良くなると思ってよろしいでしょうか。

事務局（藤田室長）

現在、行っている森林経営管理事業は木材生産を目的としておらず、森林の持っている機能が長い間手入れされていないことにより低下しているという状態から、少しでも良くしようとしています。保水であったり、CO2の吸収であったり、その辺りは放置していると低下していきますので、少しでも良くしようという環境的な側面が強い事業になります。

原委員

林業振興が主では無いということですね。

事務局（藤田室長）

林業振興を目的とした補助金に関しては、津市単独の事業で言うと強い森林づくり促進事業という形で、少しでも採算性が取れるように後押しをさせていただいています。国や県もこのような事業を行っています。林業振興や木材生産に繋がるものとして別の事業で行っています。

森林環境譲与税を使っている部分については、どちらかというとも森林が持っている機能を発揮させるために行っていく事業であり、そのためには意向調査をして、境界をはっきりさせて場所を特定して、その後によりやく森林整備が行えることとなります。

国や県の補助事業に該当しない森林だけど自力で管理していこうとする森林については、森林環境譲与税を使った枠組みの中で、どうしても見落としがちになっていた小規模な森林所有者さんや自伐林家さんを含めて、そういった方が行う林業振興、木材生産を目的とした間伐については、森林環境譲与税を使って補助を行っています。

どんなところでも、まんべんなく、林業振興に繋がる場所、あるいは森林環境に繋がる場所というのを整理整頓しながら、色んな補助事業だったり、委託事業だったり、そのような枠組みを作っています。

原委員

作業道作るような事業は、また別にあるということですか。

事務局（藤田室長）

そうですね。既存の事業であります。

林道に関しましては、市や県が開設している林道がありますので、それにつきましては林道事業として行っています。

沼本会長

間伐や実際にはどうしていくのかというテーマでしたけれども、この件で皆様、御意見はよろしいでしょうか。

私の方からのコメントになりますが、私も昭和の末期くらいに林学を学んでいまして、その頃の標準伐期は長くて40年、当時の森林計画もそれくらいで、売り物になるサイズになったら伐ってまた植えるというサイクルを想定しています。

なので、先ほど言われていた間伐のタイミングも、若齢のころは短く設定されていて、津市の場合には10年、20年、30年までは10年間隔、その先は20年間隔となっているんですね。となると、平成30年を過ぎて、当時、もう伐らないといけない、というところを過ぎて20年くらい経っています。その先、どうしたら良いのかというビジョンの先に我々はずっといて、どうすることもできないまま来てしまっているから、色んな財源を使って少しでもできるところから間伐をしていく、という状況になっていると捉えております。

たぶん、この協議会のテーマには入っていませんけれども、大半は私有林ですので、やはり持ち主の方に意向を聞くとか、意向が無ければビジョンが無いまま長い年月が過ぎてしまうというところで、たくさん伐れば良いのではないかと、たくさん間伐すれば良いのでは、お金が増えればそうしたら良いという意見もありますが、そうした時に、最初の話にありましたように、道が足りない、人が足りない、色んなものが足りない状況でお金だけ投入しても、なかなか上手くいかないし、あるいは、防災の立場から言うと、一気に間伐しても、皆伐しても、また危険性が増してしまいます。徐々にバランス良くやっていかないとはいけませんので、まずはこの協議会や、市や、県といった行政を含めて、どういった森にしていったら良いのか、ビジョンというものを、一つだけでなく、経済林もあるし、環境林もあるし、この協議会条例の第一条に公益的機能を書いてあります。なので、これをどちらかだけでなくバランス良くもっていくというのが、この次のゾーニングの話に繋がるとは思いますけれども、そういうように捉えています。

そういったところもですね、津市の広報を使って、先ほどの譲与税と環境税の違いと同じように、間伐や主伐が非常に遅れているんだという現状と一緒に広報したら良いと思います。市民の感覚として、すごく大きくなり過ぎて、良い木があるんですけども、なかなか手が付けられていないという状況を市民にアピールすることは、より必要になってくると考えています。

あと、先ほどの指標ですけども、もう一つ付け加えますと、胸高直径と断面積合計もありますし、大きくなり過ぎていまして、当時だったら40年生で高さ20メートルを超えたら伐っても良いかなという一番小さなサイズでしたけれども、今はものすごく大きくなっていますので、間伐率とかそれだけではなくて、空間の混み方も含めると、平面の混み方プラス高さの混み方を合わせた指標が相対環境とか空間の環境比と言うもので、台風や強風にもあまり弱くなく、バランス良く森をどうしていきたいというのは、やはり場所によって違うと思いますので、色んな指標を提示して皆さんで地域の森をどのようにしていったら良いのか考えたら良いと思います。

沼本会長

そうしましたら、(2)のイの項目の津市の林業施策について、御意見御質問ございますでしょうか。

細かいところで聞きますが、全国2位になったという意向調査ですが、面積が2位になったのですか。面積率ですか。

事務局（藤田室長）

面積です。

沼本会長

分かりました。

もう一点は、最後の13-(9)の取組についてですけども、集積計画というのと、実施権配分計画の次の段階をもう少し説明いただければと思います。

集積計画は意向調査を受けて、小さい筆に割られているのを、この地域をまとめて、この計画がこれだけでできているということよろしいでしょうか。

事務局（松永）

そうです。

沼本会長

その次の経営管理実施権配分計画というのは、その次の段階ということですか。

事務局（松永）

集積計画を市と所有者で作成しますが、芸濃町河内地内にある10.29ヘクタールの山に関しては山の手入れがしっかりされていまして、道も近かったので、この場所なら間伐して市場へ運べばプラスになると判断しましたので、業者から企画提案書を提出いただき、一度、集積したものを業者へ配分するという計画です。

沼本会長

分かりました。

倉田委員

それがマイナスになる場合は市が全額負担することになるのですか。

事務局（松永）

マイナスになるような山は、市が負担して森林整備を行っていきます。

沼本会長

他にございますでしょうか。

無さそうですので、(3)の審議事項に入りたいと思います。

三重県型森林ゾーニングの変更について、事務局の説明をお願いします。

事務局（清水）

林業振興室の清水です。

三重県型森林ゾーニングの変更について説明させていただきます。資料4を御覧ください。

三重県型森林ゾーニングとは、森林の属性と社会ニーズに応じた多様な森林づくりを行うため、政策実施の手段として県・市・林業事業体等の適切な役割分担のもと森林の機能と利用状況に基づき森林区分を行うものです。

森林の状態や立地条件はさまざまであり、また、複数の機能が森林の中で複雑に絡み合っています。複数の機能を前提とした森林整備は、目指すべき森林の姿が曖昧となり、森林整備の方法が定まらないといった問題があります。

このため、森林が持つ多面的機能のうち最も重視すべき機能に絞って森林を区分し、その区分に応じた効率的、効果的な森林管理を行うこととしています。

区分の方法としましては、大きく環境林と生産林の2つに分かれています。

環境林は木材生産を目的としない多様な森林づくりを行うことで公益的機能の高度発揮を図る森林です。環境林は天然林を主体に区分されていますが、一部の人工林についても環境林に区分され、そ

れらは間伐を行うことで、将来的にスギやヒノキと広葉樹が混ざった針広混交林を目指すものです。

生産林は、生産コストの低減に努めつつ持続的な林業経営を通じて公益的機能の維持増進を図る森林です。木を植えて、適切に管理して、そして成長した木を伐採して活用するという、緑の循環の確立を目指し、木材生産機能の発揮や、CO₂の固定、また、林業・木材産業の活性化等が期待できます。

これらの区分の目指すべき森林に向けて、区分に応じた行政の施策もありまして、先ほど説明あった資料3の津市の林業施策の概要資料の2ページ目を御覧ください。こちらの、青の森林環境創造事業については、生産活動が難しく、なかなか手入れできていない人工林において強度間伐を行って、針広混交林を目指す事業で、環境林で行われる事業となります。一方で、黄色の強い森林づくり促進事業や国・県の造林事業は、林業活動を活性化させることで、持続的な林業経営を促すもので、生産林で行われる事業となります。このように、ゾーニングの区分によって、行政の支援策も変わっていきます。

資料4に戻っていただきまして、②の変更理由でありますように、変更しようとする森林は、将来的には周辺の森林を含めて集約化を行い、森林作業道を設置することにより、皆伐・再造林を行うことが十分に可能です。

このことから、土砂流出防備、土砂崩壊の防備及び水源涵養等の森林の機能を維持しながら、木材生産を主体として適切な植栽、保育、間伐等の整備を行い、持続的な林業経営を通じて森林の有する多面的機能の発揮を促すことができるため、適正な区分の持続的利用型森林へ変更するものです。

③変更面積ですが、別紙1の森林19.70ヘクタールについて持続的利用型森林に変更するものです。

④津市のゾーニング面積ですが、今回の変更により生産林が25,044.14ヘクタールから25,063.84ヘクタールとなり、環境林は15,747.77ヘクタールから15,728.07ヘクタールとなります。

次のページの別紙1ですが、変更する森林の詳細を記載しています。芸濃地域、白山地域及び美杉町地域の森林の内、全部で14の小班について環境林から生産林へ変更します。変更面積は19.70ヘクタールとなります。

その次のページ以降は変更箇所の図面を添付しています。全体図では変更しようとする箇所の位置を示し、詳細図はそれぞれ変更しようとする小班が分かるように図示しています。

以上で、三重県型森林ゾーニングの変更について説明を終わります。

沼本会長

ありがとうございます。

審議事項ですので、皆様から御意見御質問をいただきたいと思っております。

生川委員

これは地元からの要望で、このように変更されるのか、それとも津市の森林計画の中で生産林に変えた方が良いという判断なのか、まずはその点を教えてほしいです。

事務局（清水）

今回の変更にあたりましては、森林所有者から委託を受けて森林整備を行っている中勢森林組合というところがありますが、そちらから環境林から生産林に変えてほしいという申し出があったため、今回、この協議会で審議させていただいています。

生川委員

元々、これらが保全型に指定された理由は何ですか。

事務局（清水）

例えば、道から遠い奥地や、林業活動がなかなか難しいと判断されてゾーニングがされたと考えられますが、中勢森林組合が集約化や作業道を付けることで、このエリアでも林業活動が可能だという判断がされて、申し出があったということです。

生川委員

NO. 1の詳細図の位置については、谷と尾根が入り組んで、加えて土砂止めもたぶん付いているエリアだと思いますが、この下流への影響が無いか心配になるエリアだと気がしました。他に比べて、この1枚目だけは標高が上がったり下がったりしていて、谷のどん詰まりから上の尾根に上がるまでと見受けられるので、少し気になりました。

事務局（藤田室長）

周辺が既に生産林になっていまして、変えようとするところしか色が塗っていないので分かりにくいですが、ここだけ単独で環境林から生産林にするものではなく、周りが生産林で、そこに生産活動をしていく上で、昔だったら架線集材やへり集材しかできなかったような箇所が、作業道を入れることでできるようになり、また、林業事業体も勝手にはできないので、所有者の意向も踏まえて、ここであれば生産活動できるような状況になってきたので、今回、申し出があったということです。

ですので、尾根沢が入り組んだ箇所かもしれませんが、一体で施業できるようになったということで、ゾーニングを変更したいという申し出がありました。

生川委員

分かりました。

周りが既に生産林になっているということですね。

事務局（藤田室長）

そうですね。全てではありませんが、例えば、この箇所により更に奥地は環境林になっていたりしますが、その周辺が既に生産林になっていて、順番にやっていく中で、ここも生産林にできるということで要望が上がってきたということです。

沼本会長

ありがとうございます。

他によろしいでしょうか。

倉田委員

次回から、周りの状況もお伝えいただくと分かりやすくなると思います。

事務局（藤田室長）

そうですね。次回から見直すようにします。

倉田委員

この地図だけだと道や住宅が分からないので、もう少し広域の地図も入れていただくと分かりやすいかと思います。

沼本会長

これまでの議論と一緒に、少なくとも協議会の中では、元々、どのような経緯でこのゾーニングになって、どのようなきっかけでこのような変更がされるのか、理由を付けていただくと分かりやすいと思います。

他に意見等よろしいでしょうか。

そうしましたら、御異議ございませんということでよろしいでしょうか。

委員一同

異議無し。

沼本会長

はい。御異議無しと認めます。

それでは、事務局からその他の説明があれば、よろしく願いいたします。

事務局（松永）

事務局から2点、お知らせをさせていただきます。

1点目は、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用したイベントですが、10月28日土曜日にまるごと林業体験ということで、中学生以上を対象とした林業体験を白山町内の森林で行います。12名の参加申込があり、高性能林業機械を使用した搬出間伐の現場見学、間伐体験を予定しております。

2点目ですが、高虎楽座・農林水産まつりということで、11月3日の文化の日に開催いたします。高虎楽座がフェニックス通りで開催され、同時に農林水産まつりが丸之内商店街のアーケードで行われます。農林水産物の販売や各種イベントがありますので、皆様もお越しいただければと思っております。なお、林業に関するパネル展示、木工体験、森林の塗り絵のブースもありますので、よろしければ、足を運んでいただければと思います。

沼本会長

ありがとうございました。

他に何かございませんでしょうか。

無いようでしたら、これで審議事項は全て終了となります。
本日はありがとうございました。